



玉垣小学校だより

令和8年3月17日（火）

学校通信

第13号

放課後の時間を生み出し、教育の充実を図るための「働き方改革」について

鈴鹿市教育委員会から「学校における働き方改革」を一層進めるように指示がありました。その中で、「国が示している『学校・教師の業務3分類』について、保護者や地域の皆様にお知らせしながら、学校の業務を見直していくこと」「家庭訪問を見直していくこと」授業時数を確保しながら「各学期始めと終わりの一定期間を午前中のみ授業にすること」「職員会議や職員研修を行う日は短縮日課を設定していくこと」などが示されました。そのため、これまでの取組を見直し、放課後の時間等を創出し、授業の準備や教員の研修等、教育の充実を図りたいと考えております。御理解と御協力をお願いいたします。

○家庭訪問

本校では、毎年、5月中旬に5日間を午前中のみ授業とし、午後の時間を活用し、原則、全ての御家庭に訪問させていただいているところです。こうした中、改めて今回の市教委からの指示を踏まえ、本校としましては、こどもたちの住んでいる自宅周辺や通学路を把握しておくことは必要と捉え、家庭訪問の目的を「自宅の確認」とさせていただきます。そのため、保護者の方は自宅でお待ちいただく必要はありません。なお、希望があれば訪問時に懇談させていただきます。今回の対応により、学校と保護者の皆様との対話の機会が減ってしまうことが心配されますが、日頃より学校と保護者の皆様との情報共有をしっかりと取り組んでいきたいと考えています

○校時

これまで行ってきた掃除を「火曜日と木曜日」とし、その他の曜日は、教室掃除とします。そのため、これまで以上に掃除をしっかりと行うことや、普段から環境を整えておくことを大事にしていきたいと考えています。

掃除の有無で下校時刻が異なりますので、令和8年度の校時をお知らせします。

○留守番電話対応

職員の勤務時間適正化のため、誠に勝手ながら**毎日17時30分以降**は留守番電話設定とさせていただきます。

恐れ入りますが、お急ぎのご用件がある場合は留守番電話に「お名前」と「ご用件」を残していただけますようお願い申し上げます。メッセージを確認次第、担当者より折り返しお電話を差し上げます。ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしく願いいたします。

○インターホン【今後設置予定】

防犯体制をより確かなものにするため、**毎日17時30分以降**は、玄関扉を施錠することといたしました。ご来校の皆様にはご不便をおかけしますが、玄関備え付けの**インターホンにてお名前とご用件をお知らせください**。職員が確認のうえ開錠いたします。

(火) (木)		(月)(水)(金)	
朝学習	8:25 ~ 8:40	朝学習	8:25 ~ 8:40
朝の会	8:40 ~ 8:45	朝の会	8:40 ~ 8:45
1 限目	8:45 ~ 9:30	1 限目	8:45 ~ 9:30
2 限目	9:40 ~ 10:25	2 限目	9:40 ~ 10:25
業 間	10:25 ~ 10:45	業 間	10:25 ~ 10:45
3 限目	10:45 ~ 11:30	3 限目	10:45 ~ 11:30
4 限目	11:40 ~ 12:25	4 限目	11:40 ~ 12:25
給 食	12:25 ~ 13:10	給 食	12:25 ~ 13:10
昼 休 み	13:10 ~ 13:25	帰りの会・ 教室掃除	13:10 ~ 13:30
掃 除	13:25 ~ 13:40	5 限目	13:30 ~ 14:15
5 限目	13:45 ~ 14:30	6 限目 委員会・クラブ	14:25 ~ 15:10
6 限目	14:40 ~ 15:25	【令和8年度校時】	
帰りの会	15:25 ~ 15:35		

学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**服務監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 学校徴収会の徴収・管理（公会計化等）
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※別の時間帯や下校時間の後に、学校施設で遊びや活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を踏まえ、デジタル技術を活用し、事務局員を中心に実施
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校行事情報は事務局員が積極的に担当
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務局員を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教員は授業等に専念して行う日常点検を実施し、外部委託等も積極的に検討
- 校舎の開設・施設 | 副校長・教員に任せず、地域関係、役割分担の見直し等を促進
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等との連携や、給食等を促進
- 校内清掃 | 児童生徒への呼びかけは、地域住民等との連携を得て、奨励・範囲の公理化等を促進
- 部活動 | 部活動は地域関係・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、実務担当者等に担当
- 授業準備 | 教員に依頼した補助的業務を教員事務支援委員等の支援を受け実施、デジタル技術の活用を促進
- 学習評価や成績処理 | 採点作業等の補助的業務を教員事務支援委員等の支援を受け実施し、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 学校行事の準備・運営 | 教員に依頼した日程調整や物品の準備等について、事務局員や支援スタッフの協力を促進
- 進路指導の準備 | 就活先に関する情報収集等について、事務局員や支援スタッフの協力を促進
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

【文科省 HP より】

令和8年度の行事予定(3月16日現在)※変更もあり得ます。

4月	8 水	始業式	8月	20 木	全校登校日
	9 木	入学式（2～5年生は授業日ではありません）	9月	1 火	2学期始業式
	10 金	4限授業、2～6年給食開始		3 木	4限授業、給食開始
	13 月	4限授業、1年給食開始		26 土	PTA奉仕作業8:00～9:00
	14 火	5限授業		27 日	PTA奉仕作業8:00～9:00（予備日）
	16 木	通常6限授業	10月	24 土	運動会（予備日25日）
	17 金	短縮5限（14：15）6限（15：10）		26 月	運動会代休
	22 水	4限授業 みえスタディ・チェック	11月	10 火	5年生自然教室（スズカト）
	23 木	全国学力・学習状況調査（6年）		18 水 19 木	6年生修学旅行
	24 金	授業参観（5限目） 学年びらき（学年懇談会）（6限目）		26 木	授業参観・教育を語る会
5月	1 金	遠足（予備日15日（金））	12月	21 月	2学期給食最終日 あゆみ渡し①（希望者）
	7 木	4限授業 家庭訪問①		22 火	あゆみ渡し②
	8 金	4限授業 家庭訪問②		23 水	2学期終業式
	12 火	5限授業 家庭訪問③	1月	8 金	3学期始業式
	26 火	引き渡し訓練（PM）		13 水	給食開始
7月	14 火	あゆみ渡し①	3月	23 火	給食終了
	15 水	1学期給食最終日、あゆみ渡し②		25 木	修了式
	16 木	あゆみ渡し③			
	17 金	終業式			